

軽自動車税（種別割）のお知らせ

☎ 税務課 ☎27-0173

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に課税されます。令和8年度の税額は次のとおりです。



【原動機付自転車・二輪車及び小型特殊自動車】

車種	区分	年税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	125cc以下かつ最高出力4kW以下	2,000円
	特定小型原付(0.6kW以下)	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
二輪のけん引車		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他のもの	5,900円

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

最初(新車)の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」でご確認ください。

車両区分			税 額			
			平成25年3月31日までに新規検査を受けた車両	平成25年4月1日から平成27年3月31日までに新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車両	
軽自動車	三 輪		4,600円	3,100円	3,900円	
	四輪以上	乗 用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
			営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
			営業用	4,500円	3,000円	3,800円

【令和8年度グリーン化特例(軽課)】

令和7年4月1日から令和8年3月31日に新規検査を受けた車両のうち、下表のグリーン化特例適用の車両にあてはまるもの。

車両区分			グリーン化特例(軽課)適用車両		
			電気・天然ガス自動車など	ガソリン・ハイブリッド車など 注1	
軽自動車	三 輪		1,000円	2,000円注2	
	四輪以上	乗 用	自家用	2,700円	
			営業用	1,800円	3,500円
		貨物用	自家用	1,300円	
			営業用	1,000円	

注1 令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準を90%達成した車両

注2 乗用営業車のみ

※町が自動車検査証に基づき軽自動車税を軽減しますので、手続きは不要です。

※「軽自動車税(種別割)」は、4月1日～「軽自動車税」に名称が変更されます。

軽自動車等の名義・住所変更、廃車の手続きはお早めに！

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在に、軽自動車等を所有されている方に課税されます。譲渡、廃車、住所変更をしたときは、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きを行わないと引き続き課税されます。詳しくは、右記へお問い合わせください。

- 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕作業用含む) → 役場税務課
- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車 → 中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
- 軽自動車(三輪・四輪) → 軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775